22664　プロマシル粉粒剤　　こっぱＳ　　東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一

22665　ＭＰＰ乳剤　　ホクサンバイジット乳剤　　札幌市中央区大通西八丁目１番地　北海三共株式会社　取締役社長　津田憲一郎

22666　オキシテトラサイクリン・ストレプトマイシン・銅水和剤　　ホクサンバクテサイドン水和剤　　〃

22667　ＣＹＡＰ乳剤　　ホクサンサイアノックス乳剤　　〃

22668　イミダクロプリド粒剤　　ホクサンアドマイヤー箱粒剤　　〃

22669　イミダクロプリド水和剤　　ホクサンアドマイヤー顆粒水和剤　　〃

○農林水産省告示第六百七十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十六日　　農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年三月十日　第二号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ムトゥアグン　ルスタリ株式会社　インドネシア　西ジャワ州　デポック県　一万六千九百五十

三　チマンギス郡　チュルグ村　ラヤ　ボゴール通り　三十三・五キロメートル　十九番

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板、フローリング、集成材、単板積層材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

インドネシア　西ジャワ州　デポック県　一万六千九百五十三　チマンギス郡　チュルグ村　ラヤ　ボゴール通り　三十三・五キロメートル　十九番

○経済産業省告示第百一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十六日　　経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	株式会社ＵＬ　ＪａＰａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六
携帯用レーザー応用装置	株式会社ＵＬ　ＪａＰａｎ 三重県伊勢市朝熊町四三八三番三二六

○国土交通省告示第四百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗生川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第千三百二十二号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生

字小谷口　一九八一番一　一号

一九八五番　二号

一九七四番一　三号

字大谷口　一九三二番　四号

一九二八番　五号

一九二四番　六号

一九二二番　七号及び八号

○国土交通省告示第四百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉ケ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

福岡県八女市立花町白木字吉ケ谷

四一七九番一

四一八〇番一から四一八〇番三まで

四一八一番二及び四一八一番三

四一八二番四及び四一八二番五

四一八八番七

四一九九番から四二〇一番まで

四二〇二番二

四二三二番四

四二三三番一

四二三四番一

四二三五番

四二三七番

四二三九番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の吉ケ谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

福岡県八女市立花町白木

字吉ケ谷　四一七九番一　一号

四一八〇番一　二号

四二三五番　三号

四二三八番一　四号

字陰ノ谷　四二四三番五地先水路敷　五号

字本谷　四一六四番二地先水路敷　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県嘉麻市泉河内

字北松

九九六番　一号

九七九番三　二号及び三号

九九二番　四号及び五号

九七九番二　六号

字シマノモト

九三六番六　七号

字宮ノ上

九六三番一　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県嘉麻市

泉河内

字竹ノ谷

二四七三番五二地先道路敷　一号

二四七三番四九地先道路敷　二号

二四七三番九　三号及び四号

二四七三番一〇地先道路敷　五号